

死亡に伴う市役所での主な手続き一覧

該当	手続き内容	必要なもの	済	受付窓口
<input type="checkbox"/>	死亡届（戸籍）	死亡診断書（死体検案書）		市民課
<input type="checkbox"/>	火葬場使用料の納付	火葬場使用料、霊安室使用料など （12歳以上 市内：15,000円、市外：22,500円）		
<input type="checkbox"/>	住民異動届（世帯主変更届等）			
<input type="checkbox"/>	広報の可否届 （新聞、FMラジオ等）			
<input type="checkbox"/>	印鑑登録 （登録証の返還）	印鑑登録証		
<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード（カードの返却）	マイナンバーカード		
<input type="checkbox"/>	住民基本台帳カード（カードの返却）	住民基本台帳カード		
<input type="checkbox"/>	国民健康保険 ・被保険者証の返還と資格喪失 ※負担限度額適用認定証の返還 ・葬祭費の請求	国民健康保険被保険者証（世帯主死亡の場合は全員分） ※高齢受給者証（該当者のみ） 限度額適用認定証（該当者のみ） ※喪主の方の通帳（葬祭費の請求の場合）		保険事業課
<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療 ・被保険者証の返還と資格喪失 ※限度額適用・標準負担額減額認定証 ・葬祭費の請求	後期高齢者医療被保険者証 ※限度額適用・標準負担額減額認定証 会葬礼状（又はハガキ、葬儀領収書） 喪主の方の通帳		
<input type="checkbox"/>	子育て支援医療 （受給者証の返還と資格喪失）	子育て支援医療費受給者証 白色（京都府の証）※ピンク色（京丹後市の証）		
<input type="checkbox"/>	福祉医療費 （受給者証の返還と資格喪失）	福祉医療費受給者証 制度種類：老人・障害・ひとり親・重心（健管）		
<input type="checkbox"/>	国民年金 （死亡届、未支給年金の請求等）	年金証書、請求者の通帳		
<input type="checkbox"/>	軽自動車 （廃車・名義変更など）	ナンバープレート（標識） （注）原付や農耕用等、京丹後市の標識の車輛のみ		税務課
<input type="checkbox"/>	市税相続人代表指定届出書の提出			
<input type="checkbox"/>	□座振替 （変更手続き等）			
<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証等の返還	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証 ※負担限度額認定証（該当者のみ） ※社会福祉法人等利用者負担軽減確認証（該当者のみ）		市民課 ※担当課は長寿福祉課
<input type="checkbox"/>	障害 （身体障害者手帳等の返還）	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳など		障害者福祉課
<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当 （受給者証の返還・資格喪失届）	特別児童扶養手当受給者証		生活福祉課
<input type="checkbox"/>	児童手当 （手当の消滅、変更手続き）			
<input type="checkbox"/>	農地所有権変更届 （農地の相続の届出）			峰山市民局
<input type="checkbox"/>	森林所有権変更届 （森林の所有者の届出）	固定資産税課税証明書 ※お手元があれば		
<input type="checkbox"/>	上水道（及び下水道） （水栓の停止、変更等の届出）			
<input type="checkbox"/>	防災行政無線 （個別受信機の返還、変更届出）	返還の場合は、個別受信機		

ご遺族等、手続きに来られる方は"認印"と"身分証明(免許証や保険証など)"も持参ください。

死亡届を峰山庁舎以外で提出されかたは、各市民局窓口でまとめて上記手続きを行うことができます。